高額療養費・一部負担金払戻金等が変わります

❶「高額療養費」の改正について

令和8年8月から、医療保険制度改正により高額療養費の自己負担限度額（以下、限度額）が段階的に変わります。

将来にわたり医療保険制度を維持するため、長期療養者や低所得者の経済的負担に配慮した上で、医療費の伸びや所得に応じた負担とする見直しが行われます。

改正のポイント

令和8年8月から

1. 月額上限が引上げられます
2. 多数回該当の限度額は据え置かれます
3. 年間上限が新設されます

令和9年8月から

1. 住民税非課税以外の負担区分が細分化されます
2. 月額上限が変わります

年間上限のしくみ

8月1日から翌年7月31日までの期間で、外来・入院を含めた自己負担の合計が年間上限を超えた場合、後日払い戻しを受けられます。

高額療養費とは

医療機関等に支払った1か月の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として払い戻される制度です。

限度額は、年齢や所得に応じて決められています。また、過去12か月間に3月以上高額療養費の支給を受けたとき、4月目以降は限度額が低くなり、自己負担が軽減されます。（多数回該当）

窓口での自己負担額

限度額	払い戻し※

※マイナ保険証で受診した場合、または限度額適用認定証等を提示した場合は、窓口での自己負担額が限度額までとなります。

令和8年8月、令和9年8月からの新しい限度額は、中面をご確認ください。
また、高額療養費制度の詳しいしくみについては、当組合のホームページ等をご覧ください。

地方職員共済組合

令和8年8月から 高額療養費の自己負担限度額が段階的に変わります

70歳未満

所得区分（標準報酬の月額）	～令和8年7月 月額上限	令和8年8月～令和9年7月 月額上限	令和8年8月～令和9年7月 年間上限	令和9年8月～ 月額上限	令和9年8月～ 年間上限
83万円以上	252,600円+(医療費−842,000円)×1%<多数回該当:140,100円>	270,300円+(医療費−901,000円)×1%<多数回該当:140,100円>	1,680,000円	127万円以上 342,000円+(医療費−1,140,000円)×1% <多数回該当:140,100円>	1,680,000円
				103万円以上127万円未満 303,000円+(医療費−1,010,000円)×1% <多数回該当:140,100円>	
				83万円以上103万円未満 270,300円+(医療費−901,000円)×1% <多数回該当:140,100円>	
53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費−558,000円)×1%<多数回該当:93,000円>	179,100円+(医療費−597,000円)×1%<多数回該当:93,000円>	1,110,000円	71万円以上83万円未満 209,400円+(医療費−698,000円)×1% <多数回該当:93,000円>	1,110,000円
				62万円以上71万円未満 194,400円+(医療費−648,000円)×1% <多数回該当:93,000円>	
				53万円以上62万円未満 179,100円+(医療費−597,000円)×1% <多数回該当:93,000円>	
28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費−267,000円)×1%<多数回該当:44,400円>	85,800円+(医療費−286,000円)×1%<多数回該当:44,400円>	530,000円	44万円以上53万円未満 110,400円+(医療費−368,000円)×1% <多数回該当:44,400円>	530,000円
				36万円以上44万円未満 98,100円+(医療費−327,000円)×1% <多数回該当:44,400円>	
				28万円以上36万円未満 85,800円+(医療費−286,000円)×1% <多数回該当:44,400円>	
28万円未満	57,600円<多数回該当:44,400円>	61,500円<多数回該当:44,400円>	530,000円（※2）	20万円以上28万円未満 69,600円 <多数回該当:44,400円>	530,000円
				16万円以上20万円未満 65,400円 <多数回該当:44,400円>	
				16万円未満 61,500円 <多数回該当:34,500円>	410,000円
〔低所得者〕住民税非課税	35,400円<多数回該当:24,600円>	36,900円<多数回該当:24,600円>	290,000円	住民税非課税 36,900円 <多数回該当:24,600円>	290,000円

70歳以上

所得区分（標準報酬の月額）	～令和8年7月 月額上限 外来特例（個人）	～令和8年7月 月額上限 世帯	令和8年8月～令和9年7月 月額上限 外来特例（個人）	令和8年8月～令和9年7月 月額上限 世帯	令和8年8月～令和9年7月 年間上限	令和9年8月～ 月額上限 外来特例（個人）	令和9年8月～ 月額上限 世帯	令和9年8月～ 年間上限
83万円以上	252,600円+(医療費−842,000円)×1%<多数回該当:140,100円>		270,300円+(医療費−901,000円)×1%<多数回該当:140,100円>		1,680,000円	127万円以上 342,000円+(医療費−1,140,000円)×1% <多数回該当:140,100円>		1,680,000円
						103万円以上127万円未満 303,000円+(医療費−1,010,000円)×1% <多数回該当:140,100円>		
						83万円以上103万円未満 270,300円+(医療費−901,000円)×1% <多数回該当:140,100円>		
53万円以上83万円未満	167,400円+(医療費−558,000円)×1%<多数回該当:93,000円>		179,100円+(医療費−597,000円)×1%<多数回該当:93,000円>		1,110,000円	71万円以上83万円未満 209,400円+(医療費−698,000円)×1% <多数回該当:93,000円>		1,110,000円
						62万円以上71万円未満 194,400円+(医療費−648,000円)×1% <多数回該当:93,000円>		
						53万円以上62万円未満 179,100円+(医療費−597,000円)×1% <多数回該当:93,000円>		
28万円以上53万円未満	80,100円+(医療費−267,000円)×1%<多数回該当:44,400円>		85,800円+(医療費−286,000円)×1%<多数回該当:44,400円>		530,000円	44万円以上53万円未満 110,400円+(医療費−368,000円)×1% <多数回該当:44,400円>		530,000円
						36万円以上44万円未満 98,100円+(医療費−327,000円)×1% <多数回該当:44,400円>		
						28万円以上36万円未満 85,800円+(医療費−286,000円)×1% <多数回該当:44,400円>		
〔一般〕28万円未満（※1）	18,000円（年間上限144,000円）	57,600円<多数回該当:44,400円>	22,000円	61,500円<多数回該当:44,400円>	外来:216,000円 世帯:530,000円（※2）	20万円以上28万円未満（※1） 28,000円	69,600円 <多数回該当:44,400円>	外来:216,000円 世帯:530,000円
						16万円以上20万円未満 28,000円	65,400円 <多数回該当:44,400円>	
						16万円未満 22,000円	61,500円 <多数回該当:34,500円>	外来:216,000円 世帯:410,000円
〔低所得Ⅱ〕住民税非課税	8,000円（年間上限144,000円）	24,600円	11,000円	25,700円<多数回該当:24,600円>	外来: 96,000円 世帯:290,000円	住民税非課税 13,000円	25,700円 <多数回該当:24,600円>	外来: 96,000円 世帯:290,000円
〔低所得Ⅰ〕住民税非課税で一定所得以下	8,000円（年間上限144,000円）	15,000円	8,000円	15,700円	外来: 96,000円 世帯:180,000円	住民税非課税で一定所得以下 8,000円	15,700円	外来: 96,000円 世帯:180,000円

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含みます。　※2 標準報酬の月額16万円未満の区分に該当すると確認できた方は、年間上限41万円が適用されます。

制度改正 Q&A

Q1 なぜ月額上限が引上げられるのですか？

A1 高齢化の進展や医療の高度化などにより、年々医療費が増加し続けています。今後も安心して医療を受けられる制度を維持するため、負担能力に応じた負担のしくみへと見直されることとなりました。

Q2 「年間上限」が新設されたのはなぜですか？

A2 長期療養が必要な方でこれまで多数回該当に該当していた方が、月額上限が引上げられたことにより、自己負担が月額上限に到達せず、多数回該当から外れてしまう場合があるため、そのような方の医療費負担が重くなりすぎないように「年間上限」が新設されました。

「一部負担金払戻金」等による払い戻しがあるため、一部の方を除き年間上限が適用されることはありません※

当組合では「一部負担金払戻金」や被扶養者には「家族療養費附加金」等があります。

高額療養費が支給される場合は、高額療養費を控除した後の一部負担金が一定の額（下表参照）を超えるとき、その超える額に相当する額が「一部負担金払戻金」等として支給されるため、1か月の最終的な自己負担額は「高額療養費」と「一部負担金払戻金」等を除いた額となります。

高額療養費の年間上限は、最終的な自己負担額が年間上限を超える場合に適用されます。したがって、組合員及び被扶養者の場合は、一部の方を除き年間上限を超えることはありません。※

〈一部負担金払戻金のイメージ〉

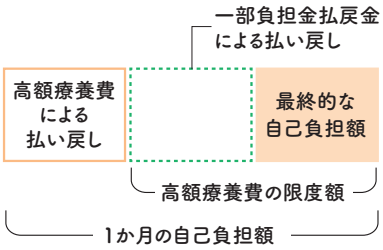

※住民税非課税の方や、70歳以上で外来特例が適用される方、高額療養費や一部負担金払戻金などの所得区分が途中で変わった方、世帯合算の高額療養費の支給を受ける場合など、年間上限を超える場合があります。

② 「一部負担金払戻金」等の自己負担限度額の引上げについて

令和9年4月から

この度の高額療養費制度の改正趣旨、「一部負担金払戻金」等がない医療保険者との公平性も踏まえ、「一部負担金払戻金」等の自己負担限度額も令和9年4月1日診療分から、以下の通り見直しました。

【「一部負担金払戻金」等の自己負担限度額】

所得区分	令和9年3月まで	令和9年4月から
一般所得者〈標準報酬53万円未満〉	25,000円（50,000円）	27,000円（54,000円）
上位所得者〈標準報酬53万円以上〉	50,000円（100,000円）	54,000円（108,000円）

※表中の（　）内の金額は、世帯合算に係る自己負担限度額を表しています。

©株式会社社会保険出版社
禁無断転載 716021

UD FONT
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

＊令和8年10月時点での情報をもとに作成しております。
編集協力：地方公務員共済組合制度研究会